

持統系皇統の始祖としての雄略天皇

—『萬葉集』卷一卷頭歌雄略御製について（書物としての『萬葉集』）—

小川 靖彦

泊瀬朝倉宮御宇天皇代

天皇御製歌

籠毛與美籠母乳布久思毛與美夫君

志持此岳爾菜採湊兒家告閑名告紗

根虛見津山跡乃國者押奈戸手吾許

曾居師吉名倍手吾己曾座我許背齒

告曰家呼毛名雄母

〈訓讀文〉

泊瀬朝倉宮に天の下治めたまふ天皇の代

天皇の御製歌

籠もよ み籠持ち

ふくしもよ みぶくし持ち

この岳に 菜摘ます児

家告らせ 名告うさね』 (A)

そらみつ 大和の国は

押しなべて 我こそ居れ

敷きなべて 我こそいませ

我こそは 告らめ 家をも名をも』 (B)

(1・二)

一 研究史の問題点

『萬葉集』卷一の冒頭には、右のように「泊瀬朝倉宮天皇代」（雄略天皇代）という標目が立てられ、雄略天皇の御製が置かれている。これに続く歌は、約二五〇年後の「高市岡本宮御宇天皇代」（舒明天皇代、在位六二九～六四一年）の歌々である（一一〇六番歌）。以後、

明日香川原宮御宇天皇代（皇極天皇代）

後岡本宮御宇天皇代（齐明天皇代）

近江大津宮御宇天皇代（天智天皇代）

明日香清御原宮天皇代（天武天皇代）

藤原宮御宇天皇代（原撰では持統天皇代、第一次増補後は文武天皇

代・元明天皇代も含む⁽¹⁾

と、七世紀後半から八世紀初にかけての天皇たちの即位順に概ね従いながら標目が立てられ、各々の天皇代の歌が配されるのである。卷一の二番歌以降のあり方からすると、冒頭に特別古い天皇代の歌が置かれていることは極めて異例なことである。卷一の編者は、なぜ雄略天皇代を敢えて冒頭に立て、その御製を卷頭歌としたのであるうか。

折口信夫氏⁽²⁾以来、多くの研究者がこの問題に取り組んできた。その中で、戦後の研究の方向性を最も端的に示しているのが、伊藤博氏の説であろう。伊藤氏は、卷一の二番歌から五三番歌を、『古事記』が推古天皇代に終わることに注目しつつ、舒明天皇から藤原宮に至る、「白鳳的現代」の宫廷の発展を歌で示す歌集（あるいは、「舒明天皇統歌集」と規定した上で、卷一編者が、雄略御製を、「『白鳳的現代』の一つ上がりたる世を代表し象徴する君主の、めでたく力ある歌として、卷頭言的意味合いによつて」卷一冒頭に置き、「現代宫廷歌集としての威容を整えよう」と）したと推論した。⁽³⁾

伊藤氏の論は一九五八年に発表されたが、一九七〇年代以降、雄略天皇がいかに前代を象徴するかを、主に『古事記』『日本書紀』を資料として、様々な角度から確認することが行われている。⁽⁴⁾特に、一九八〇年代以後には、稻荷山古墳鉄劍の発掘（一九七八年）を機に、井上光貞氏・山尾幸久氏・岸俊男氏⁽⁵⁾・平野邦雄氏⁽⁶⁾・佐伯有清氏⁽⁷⁾・鈴木靖民氏⁽⁸⁾・上田正昭氏⁽⁹⁾・小林敏男氏⁽¹⁰⁾ら歴史学者によって、古代国家史上の雄略朝の画期的意義が主張されたことと呼応するようにして（これらの論は、国内的には、雄略朝に前代とは質的に異なる専制王権の成立を見、外交的には中国王朝の「天下」からの自立を見る）、櫻井満氏⁽¹¹⁾・松原博一氏⁽¹²⁾・山口博氏⁽¹³⁾・渡部修氏⁽¹⁴⁾らが、雄略天皇を七・八世紀の国家の始祖と捉え、そ

の御製が卷一冒頭に置かれる必然性を説明しようと試みるに至っている。

しかし、この伊藤氏以来の捉え方には、二つの問題点が存する。第一に、二番歌以降から導き出される卷一の編集の目的と方法によれば、前代を象徴する君主という理由のみで、雄略御製が卷頭に置かれたとは考え難い。卷一原撰部（一～五三番歌）の編集の目的は、輕皇子（後の文武天皇）の立太子と即位を念頭に、持統系皇統（舒明天皇を始祖とし、天智天皇・天武天皇双方の血筋を引く持統天皇の皇統）⁽¹⁷⁾の正統性を歌によって示すところにあつたと見られる。卷一において、持統系皇統から血筋の上で遠い孝德天皇の代が、標目に立てられていないのもそのためであろう。卷一増補部（五四～八三番歌）もこの理念を継承し、持統天皇を追慕しその権威にすがりつつ、文武天皇の遺児首皇子の正統性を明らかにすることを目的としていると考えられる。⁽¹⁸⁾

このように持統系皇統の正統性と優位性を示すことをめざした、「持統王家の集」としての『萬葉集』卷一の冒頭には、単に政治史的に有力であるだけではなく、持統系皇統と血統の上で深く関わる天皇の御代が置かれてしかるべきであろう。

皇統という点に、雄略御製が卷一冒頭に置かれた理由を求めようとすることは、既に菅野雅雄氏によってなされている。菅野氏は、『古事記』が、清寧天皇と武烈天皇とにおける、二度の皇統の断絶を、物語と系譜の潤色によって一系としていることに注目し、『萬葉集』卷一も、清寧天皇の父で、かつ武烈天皇と手白髪郎女（繼体天皇皇后）の母方の祖父に当たる雄略天皇に、舒明天皇を連ねることで、舒明天皇の正統性を示そうとしたとする。⁽²⁰⁾

しかし、雄略天皇を始祖とすることで、雄略天皇以後の皇統の連續性を演出するというならば、そもそも允恭—雄略—清寧系の皇統と、履中

—市辺之忍歎王—仁賢—武烈系の皇統の両方の始祖の位置に立ち、かつ

『古事記』下巻の最初の天皇である仁徳天皇の御代を、卷一冒頭に据えても良いであろう。あるいは、右の両皇統に加え、繼体皇統の始祖でもある応神天皇の御代を卷頭ともし得る。父系に注目する限りでは、雄略天皇代を卷一冒頭に置く必然性は、充分には説明し得ないのである。むしろ、その必然性は、雄略天皇の母方の血筋に求められると思われる。

第二の問題点は、歴史的事実としての雄略朝と、『古事記』『日本書紀』、そして『萬葉集』卷一の雄略天皇像とを、別の次元で考える必要があることである。歴史的事実としての雄略朝の「画期的意義」は、

『宋書』所収の倭武王の上表文や、稻荷山古墳鉄劍銘・江田船山古墳大刀銘などを有力な資料として明らかにされて来ている。しかし、鬼頭清明氏が指摘するように、『古事記』『日本書紀』の記述自体から、そのような「画期的意義」は導き出せないのである。鬼頭氏によれば、『古事記』『日本書紀』における雄略天皇の存在感は、あくまでも個性的軍事記(21)としてのものである。

つまり、歴史的事実としての雄略朝の「画期的意義」を反映して、雄略御製が卷一冒頭に置かれたことを、雄略朝に著しく勢力を伸張させた大伴氏の、過去の栄光を懷古しての作為とする、研究史上の、もう一つの有力な説(22)については、歴史的事実に無媒介に寄りかかるものとして批判する渡部修氏の論(なお、この第二の問題点を、卷一春日大郎女を母としている。欽明天皇以後の皇統(持続系皇統ももちろん)は、母方において雄略天皇の血筋を引くことになつてい

い。

さらに伊藤氏以降の研究史においては、『萬葉集』卷一の歌が雄略御製である理由が、『古事記』『日本書紀』の雄略天皇像に求められて来た。確かに、特に『古事記』の雄略天皇像と『萬葉集』卷一の雄略天皇像には連続するものが認められる(後述)。しかし、そこから直ちに『古事記』の古い雄略伝承が、『萬葉集』卷一の雄略天皇像をもたらしたということにならない。むしろ「書物」としての『古事記』と『萬葉集』卷一が、同時に、微妙に重なり合いながら、新たな雄略天皇像を創造したという可能性を視野に入れる必要がある(24)。

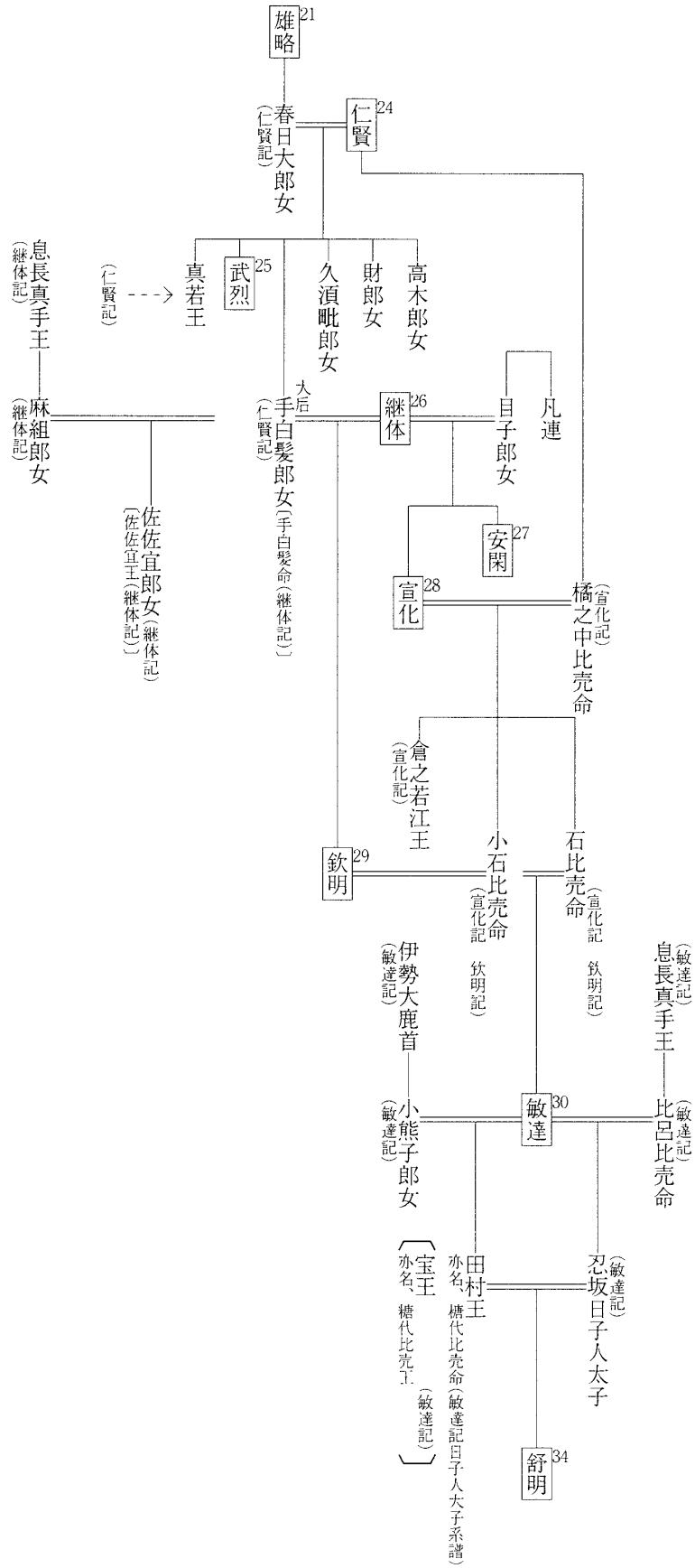
本論は、『萬葉集』卷一冒頭に雄略天皇代が立てられ、その御製が卷頭歌とされた理由を、皇統(特に母方の血筋)という観点から明らかにするとともに、卷一の雄略天皇重視が、歴史的事実、あるいは『古事記』『日本書紀』の古い伝承の単なる反映ではなく、持続系皇統の聖別化・正統化という、「書物」としての『萬葉集』卷一の目的に沿って、意図的に行われたものであることを論ずるものである(なお人名の表記は、『古事記』を基本とし、『日本書紀』に関わるところでは、その表記を採った)。

二 「息長」系譜と雄略天皇

『古事記』の系譜においては、雄略天皇と持続系皇統との間に、血筋の上で繋がりを認めることができる。系図1からは、雄略天皇と持続系皇統との間には、次の二つの繋がりを辿ることができる。

(1) 欽明天皇の母は手白髪命であり、手白髪命は、雄略天皇皇后の春日大郎女を母としている。欽明天皇以後の皇統(持続系皇統ももちろん)は、母方において雄略天皇の血筋を引くことになつてい

系図 1 (1)



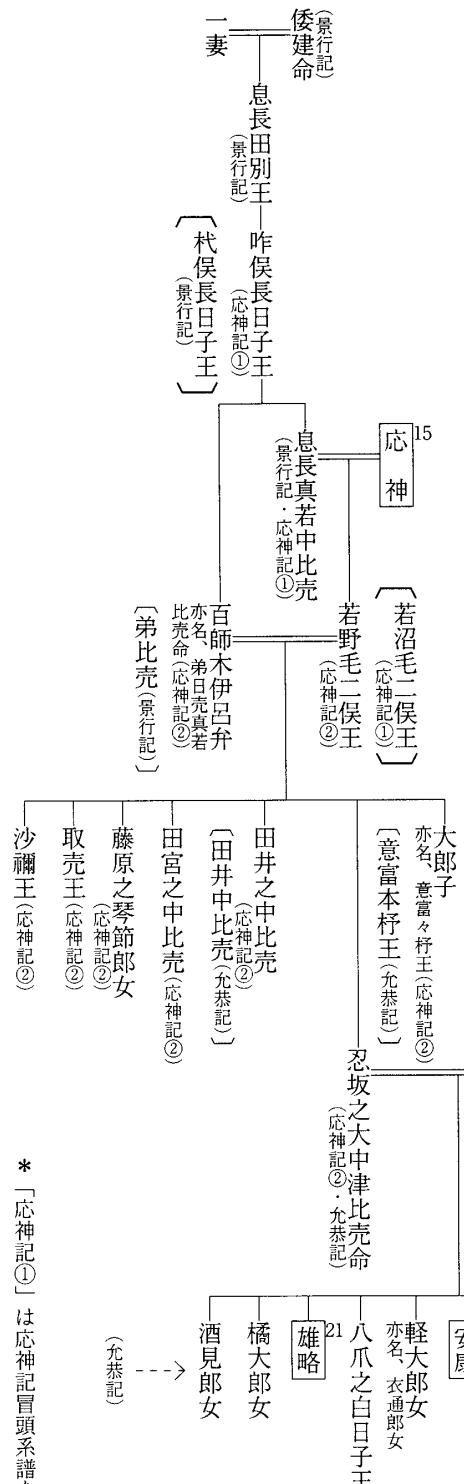
る。

(2) 雄略天皇の母である忍坂の大中津比売命は、百師木伊呂弁（亦の名、弟日売真若比売命）を母とし、若野毛二俣王を父とする。百師木伊呂弁は、若野毛二俣王の母（応神妃）の妹である（応神記末尾系譜）。若沼毛二俣王（＝若野毛二俣王）の母息長真若中比売は、昨侯長日子王を父とする（応神紀冒頭系譜）。さらに代侯長日子王（＝昨侯長日子王）は、息長田別王を父とする（景行記倭建命系譜）。つまり、雄略天皇は、母方において、「息長」を冠する王族

の血を濃厚に受け継いでいるのである。一方持統系皇統の祖である舒明天皇の父忍坂日子人太子（敏達天皇皇子）は、母を息長真手王の女比呂比売命としている。すなわち、雄略天皇と舒明天皇（より厳密には忍坂日子人太子）とは、ともに母方において「息長」の王族の血筋を引いているのである。

(1) は、雄略天皇と持統系皇統との繋がりを、排他的に示すものではない。それに対して(2)は、雄略天皇と、他ならぬ持統系皇統との特別な繋がりを強く主張するものである。言うまでもなく、持統系皇統

持統系皇統の始祖としての雄略天皇



系図1 (2)

『萬葉集』卷一の冒頭に雄略天皇代が立てられ、その御製が置かれているのは、卷一の編集の目的と方法によれば、雄略天皇が「息長」の王族の血筋を引く天皇であったからであると、まずは考えられるのである。しかし、『日本書紀』その他の史料においては、(1) の繋がりは記載を見るものの、(2) の繋がりについて言及を見ない。(2) は『古事記』に特有な系譜なのである（ただし、(1) についても『古事記』と『日本書紀』の間に微妙な違いが存在している。この点については五節で触れる）。『古事記』の系譜に、「息長」を冠する王族名が頻出すること

以外の、欽明天皇に始まる皇統（用明天皇・崇峻天皇・推古天皇系）に、「息長」を冠する王族に血筋の上で関わる天皇・皇族は皆無である（系図2）。

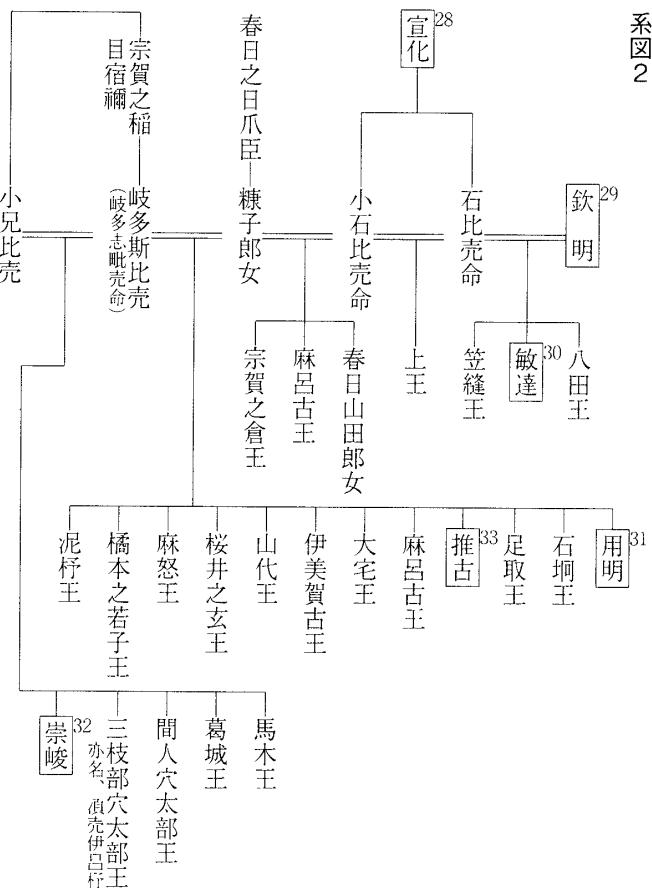
とは、古代史学や『古事記』研究において注目されてきたところである。「息長」系譜と通称される、この『古事記』特有の系譜は、忍坂日子人太子の母を、息長真手王の女比呂比売命とするもののみが史実であり、その他は後代の作為と見るのが今日の通説である。⁽²⁵⁾

事実、雄略天皇に関わる「息長」系譜についても、『上宮記』逸文『釈日本紀』卷第十三所引⁽²⁶⁾の「一云」以下の系譜（以下、「『上宮記曰一云』系譜と略称）や、『日本書紀』の系譜と比較をするならば、その作為性を明らかに見て取ることができる。

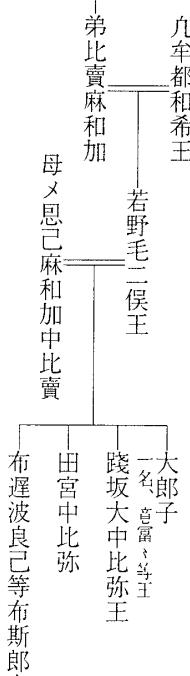
系図3は「上宮記曰一云」系譜の当該箇所を系図化したものである。『上宮記曰一云』系譜は、従来、用字・用語・文体の面から、その全体が『古事記』『日本書紀』以前、さらに絞れば、推古朝の成立と考えら

* 「応神記①」は応神記冒頭系譜を、「応神記②」は同末尾系譜を表す。

系図2



系図3



れてきた。⁽²⁷⁾

しかし、矢嶋泉氏によれば、同一語についての複数の表記様式の混在や、固有名詞表記の三様式の混在から、推古朝における一回的成立とは認め難く、複数資料を接合したものと見なされる。当該箇所に関しては、矢嶋氏は「記紀以前的な古さと記紀以降的な新しさを同時にもつ」とし

ている。⁽²⁸⁾

当該箇所において、矢嶋氏が「記紀以降的な新しさ」を指摘しているのは、「弟比賣麻和加」(『古事記』『日本書紀』の折衷的名称)、「母メ思己」が「百師木」に対応するならば、「母メ」は上代仮名遣の違例)に関してであり、いざれもこの系譜の母方の女性についてのものである。そしてこの二人に関しては、「上宮記曰一云」系譜・『古事記』(系図

1)・『日本書紀』(系図4)の間で異同が激しい。

ところが、「淫侯那加都比古」「允牟都和希王」「若野毛二侯王」「踐坂大中比弥王」については異同が少ない。しかもこの中に、「弥」(メ)という七世紀前半以前と曰される萬葉仮名が見えることからすると、『古事記』『日本書紀』以前の段階で、若野毛二侯王—踐坂大中比弥王を中心には、その父祖(允牟都和希王)と母方の出自(淫侯那加都比古)を示す系譜が成立しており、そして後に、『日本書紀』をベースに(若野毛二侯王の母の名の近さ)、『古事記』も参照しつつ『日本書紀』に名を欠く、若野毛二侯王の妻の名を、『古事記』によって補填)書き加えたものと考えられるのである。両者が、七世紀末以降に一般的に用いられていた「賣」(メ)の萬葉仮名を用いるのもそのためである。

そうであるとするならば、『古事記』の系譜の場合も、比較的流動的であった、若沼毛二侯王の母を、皇妃・皇后としての地位・職能に関わる称である「ナカツヒメ」を用いて、「息真若中比売」とし、またその妻を、息長真若中比売の妹と関係付けたものと見られる(本来息長真若中比売と関係の無かった百師木伊呂弁を、「亦名」を「弟日壳真若比売命」として姉妹としたか)。さらに昨侯長日子王(=村侯長日子王)の父として息長田別王を加上⁽³¹⁾)。つまり、雄略天皇が「息長」を冠する王族

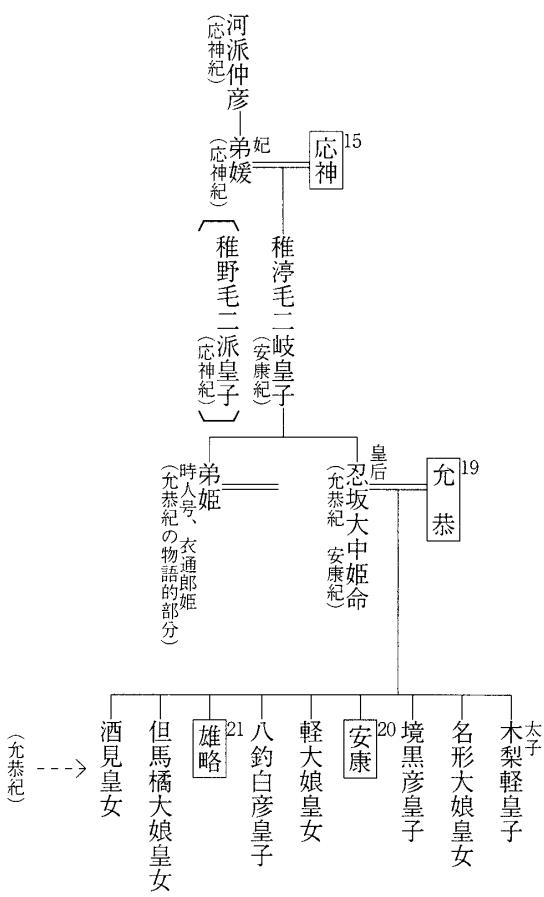
の血を引くという系譜は、『古事記』が独自に案出したものであり、『萬葉集』卷一は、この『古事記』特有の系譜の論理に呼応して、雄略天皇代を意図的に冒頭に据えたということになるであろう。

三 雄略天皇に関する「息長」系譜の創作者

それでは、『古事記』における、雄略天皇に関する「息長」系譜の作為性は何によるのであろうか。

従来、雄略天皇に関する系譜を含め、「息長」系譜（忍坂日子人太子の母の系譜については除く）は全体に、形成論的に、息長氏の関与によるものと考えられてきた。⁽³²⁾しかし、『古事記』の王族名のあり方から、「息長」は本来地名と考えられ（小柴秀樹氏）、また五世紀から七世紀前

系図4



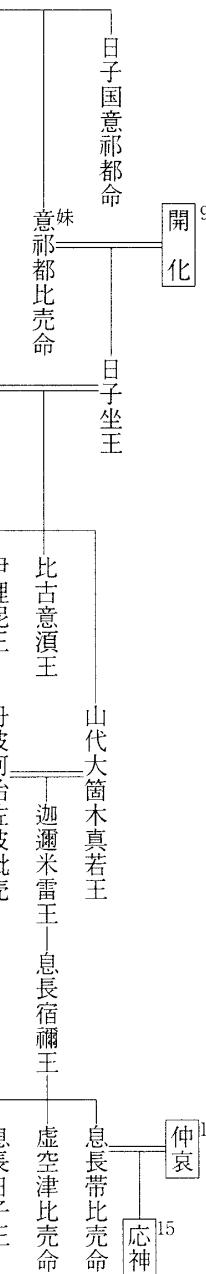
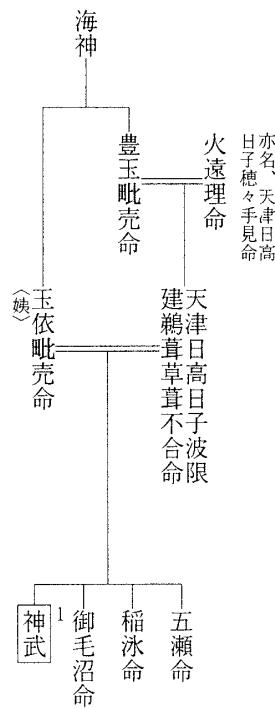
加えて、『古事記』の雄略天皇に関する「息長」系譜を、息長氏の造作と見る説の有力な根拠は、この系譜において、忍坂の大中津比売命の兄である「大郎子」が、三国君・波多君・息長君・坂田君・酒人君・山道君・筑紫之末多君・布施君らの祖である意富々杼王と「亦名」で同一人物とされており、また「意富々杼王」が、その名から、「袁本杼命」（繼体天皇）の曾祖父である可能性があることである。つまり、この系譜を、繼体天皇の出自を明らかにしつつ、その擁立勢力である息長氏らの共通の始祖を誇示するために作為されたものと見るのである。

しかし、この点についても、加藤清氏によれば、『古事記』は「意富々杼王」と繼体天皇を系譜的に結び付けることを意図しておらず（『古事記』では氏祖注の付された皇子の系譜から天皇が出ることはない）、応神—若野毛—俣王—忍坂の大中津比売命という系譜は、本来允恭天皇の妃忍坂の大中津比売命の出自を明らかにし、允恭系の皇子たちを、応神天皇からの皇統を嗣ぐものとして、その皇位継承の正統性を示すことを目的としているのである。⁽³⁷⁾息長氏らによる造作としてではなく、「真人」姓氏族を、意図的に共通の始祖にまとめつつ、「大郎子」に連結することで、これらに尊貴性を付与しようとしたとも見られるのである。⁽³⁸⁾

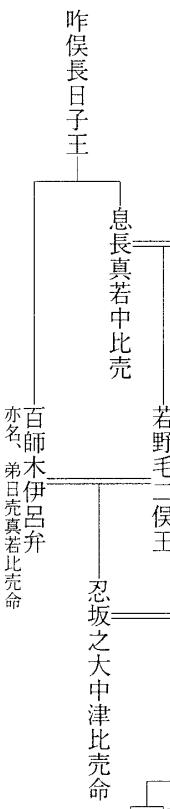
以上によれば、雄略天皇に関する「息長」系譜を、息長氏による作為

半（舒明朝）の間、息長氏が有力氏族であったという確實な證拠は求められず（小柴氏・大橋信弥氏）、さらに息長氏は、天武十三年（六八四）十月の「八色の姓」の制定に際し、最高位の「真人」を賜るが、それも息長氏自身の実力によるというより、天武天皇を正統化・聖別化するための施策の一環であったと思われる。⁽³⁵⁾それゆえ、息長氏の関与は考えにくい。

系図 5(1)



(3)



百師木伊呂弁
亦名、弟日壳真若比売命

弟日壳真若比売命

と見ることはできない。むしろ、『古事記』という「書物」の、系譜全體の論理の中で、この系譜の意図を見定めるべきであろう。

そこで注目されるのが、『古事記』の雄略天皇に関する「息長」系譜においては、応神天皇と息長真若中比売、その子若野毛二侯王と母の妹

百師木伊呂弁（亦の名、弟日壳真若比売命）の婚姻という、姨・甥型異世代婚が見られることがある。

『古事記』において、姨・甥型異世代婚は、当該系譜を含めて4箇所認められる（系図5・6）。しかも、姨・甥型異世代婚後の系譜の展開に注目するならば、欽明天皇—用明天皇父子の場合（『日本書紀』も同じ）を除く3例は『古事記』系譜の要所と言うべき場所に置かれていると言える。系図5(1)の姨・

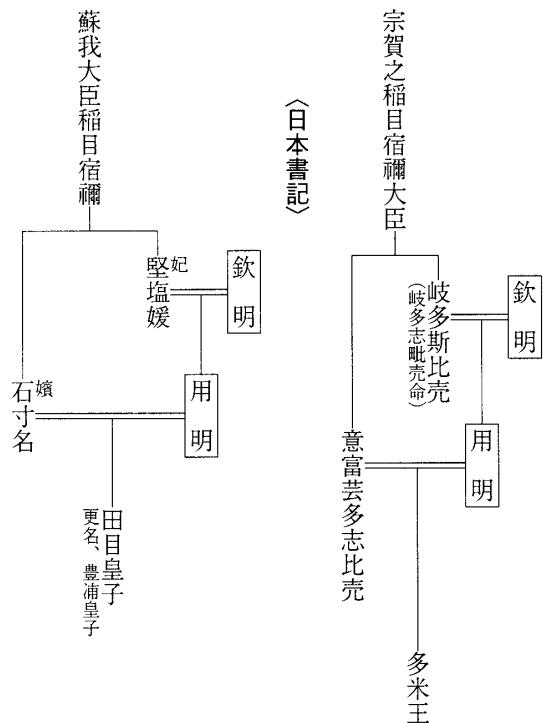
甥型異世代婚は、神武天皇に始まり、「古事記」系譜の幹線である天皇系譜の直前に見え、そして当該系譜の③の姨・

甥型異世代婚は、応神天皇以降の皇統を生み出す息長帶比賣命に至る日坐王系譜の冒頭に見え、そして当該系譜の③の姨・

甥型異世代婚は、雄略天皇らの允恭天皇皇子の皇統を生み出す忍坂之大中津比賣命の出自系譜に見えるのである（なお、『日本書紀』では、欽明天皇以前では、『古事記』①と同じ箇所の1例と、神武天皇—綏靖天皇父子の、事代主神女の姉妹との結婚の1例が見える）。

そもそも姨・甥型異世代婚とはどのような役割を担うものなのであるか。歴史的に確実性の高い姨・甥型異世代婚は、a 欽明天皇—用明天皇父子（『古事記』『日本書紀』）、b 押坂彦人大兄皇子—舒明天皇父子からである（『日本書紀』）。しかし、このうちbは、後述するように姨・

持統系皇統の始祖としての雄略天皇



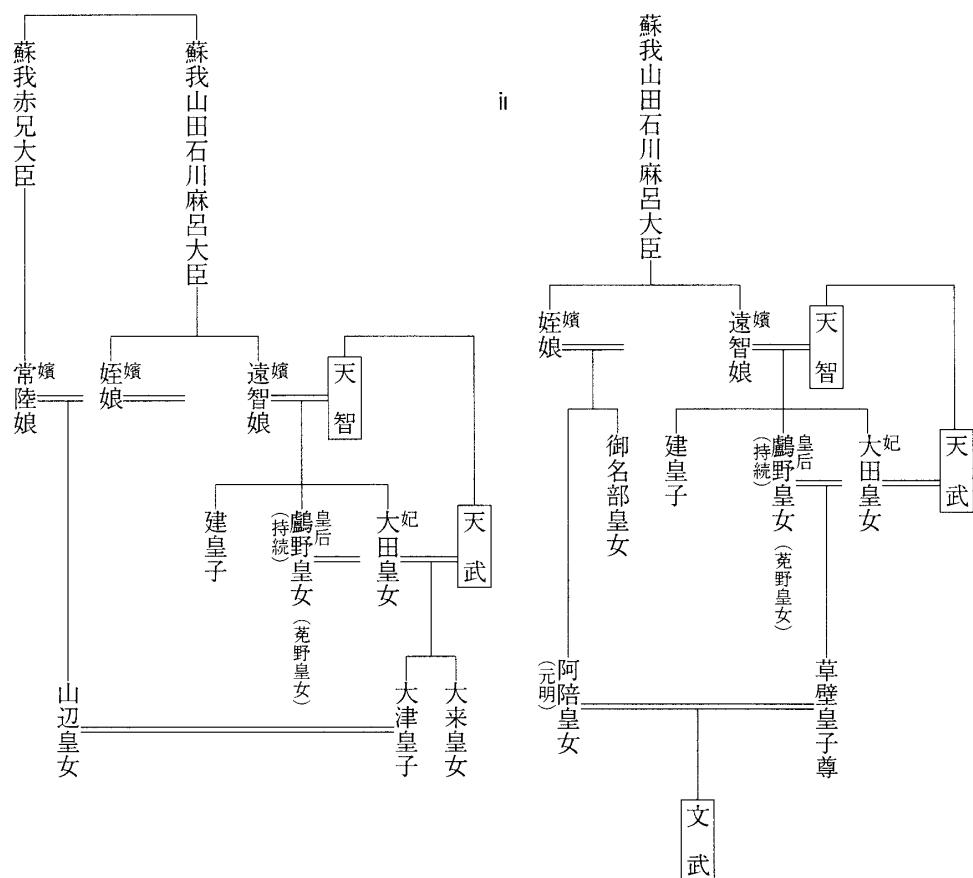
系図6 〈古事記④〉

aの場合、用明天皇と嬪石寸名（蘇我稻目女）の子である田目皇子は、第一皇子でありながら（推古紀元年四月己卯（十日）条に、用明天皇の皇子聖徳太子を「第二子」とし、『上宮聖徳法王帝説』に「多米王」を聖徳太子の「庶兄」とすることから³⁹⁾、用明元年正月朔条以後、記録を見ず、用明系皇統の有力な後継者とは見られていなかつたようである。用

ところが、aと、aとbの次に現れる天武朝の2例の姫・甥型異世代婚（系図7）を比較するならば、その形態と目的に大きな違いが認められる。

明系皇統の正統な後継者は、穴穂部間人皇女を母とする麻戸皇子（聖德太子）らであった。河内祥輔氏によれば、『日本書紀』の六世紀の皇統譜に、皇女を母として、子孫に皇位を継承できる〈直系〉の天皇と、氏出身の女性を母として、子孫に皇位を継承する資格を持たない〈傍系〉

系図7-1



の天皇とが見出せるが⁽⁴⁰⁾、田日皇子は用明天皇統において、〈傍系〉に止まる皇子であったのであろう。田日皇子は、用明天皇薨去後の皇后穴穂部間人皇女を妃とするが、その子は左富女王しか記録（『上宮聖徳法王帝説』）に見えず、以後不明である。

つまり、aの姨・甥型異世代婚は、新しい皇統の基礎を築くことを意図したものではなく、欽明天皇が、あるいは蘇我稻目の死により、大臣位が馬子に継承されたことに伴い（『日本書紀』では欽明三十一年）、改めて蘇我氏との関係を強化すべく、大兄皇子（用明天皇）の妃に稻目の女を迎えたものと見られる。⁽⁴¹⁾

一方、天武朝の2例の場合、天武天皇の皇子たちの序列の中で、第一・第二位を占める、草壁皇子と大津皇子に関わって姨・甥型異世代婚が採られている。二人が、後の令制で結婚可能とされる十五歳に達するのが、それぞれ天武五年（六七六）、六年（六七七）であることからすると、これらの結婚は天武天皇の意向によるものであろう。

天武天皇自身、前王朝⁽⁴²⁾の天智天皇の皇女を四人も娶ることで、自身の政権の正統性を確立しようとしたが、さらにその後継者においても“前王朝”との血縁関係を結ばせ、天武皇統の確立に万全を期したのである（草壁・大津両皇子にとっても、さらに両皇子の子の世代にとつても天智天皇は外祖父に当たることになるのである）。

なお、両皇子の妃が、いずれも、両皇子の母の、母方（蘇我氏）において血縁関係の近い皇女が選ばれていることにも注意したい。母方氏族を拡散させない形で、姨・甥型異世代婚が行われているのである。草壁皇子と阿陪皇女の結婚には、持続皇后の意向が考えられなくもない。しかし、大津皇子と山辺皇女の結婚も考慮に入れるならば、それ以上に、前王朝の重臣であった雄當系の蘇我氏との繋がりを強固にするとと

もに、皇統の母方を身内的な範囲に止めようとする天武天皇の意志が強く働いたものと見られる。⁽⁴⁵⁾

これら二つの姨・甥型異世代婚は、皇統が変わる場合に、前皇統の皇女と婚姻することで前皇統を吸収・統合するという、五・六世紀以来の新政権の正統化の方法を踏襲するものでありつつ、古代最大の内戦壬申の乱後の政権の正統化という特殊事情と、皇統を限定しようとする天武天皇の皇統政策が生み出した、この時期に特有な婚姻形態であったと思われるるのである。

ところで、『古事記』の①～③の姨・甥型異世代婚は、異母系親族婚であるため、一見すると、やはり異母系親族婚であるaに近く、同母系親族婚の天武朝の2例とは遠いようである。⁽⁴⁶⁾しかし、①～③によって確立された血統が、皇統の形成と密接に関わるという形態と目的において、むしろ天武朝の2例に近いと言うべきであろう。

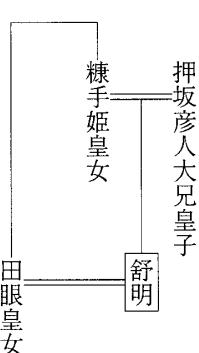
すなわち、『古事記』の①～③の3例の姨・甥型異世代婚も、父子二代と結婚する姉妹の属する側からの作為ではなく、『古事記』系譜の幹線をなす、神武天皇に始まる天皇系譜の聖性を高めるために（①）、あるいは新たな皇統を形成する天皇の、母方の出自系譜を権威付けるために（②③）、それらの始発に意図的に置かれたものと思われるのである。そして、これらの姨・甥型異世代婚を設定したのは、『古事記』の編纂主体である、天武朝以後の天皇家であつたと考えられる。⁽⁴⁷⁾

天武朝以後の天皇家は、最初の「天皇」を、母方において海神の血筋を引くものとして入念に聖化し（①）、また応神皇統を形成する息長帶比売命が、その出自を遡ると開化天皇—日子坐王父子と古代の有力氏族丸邇氏と二重の婚姻関係に至るとして、これを権威付けたのである（天武天皇—草壁皇子父子と蘇我倉山田石川麻呂との姻戚関係を想起させる

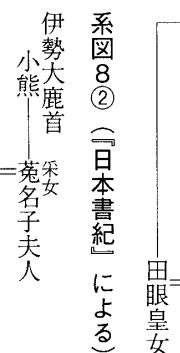
ところがある)。

そして応神天皇—若野毛—俣王父子の、「息長」を冠する王族の姉妹との婚姻(③)は、忍坂之大中津比売命、そしてその所生の雄略天皇が、

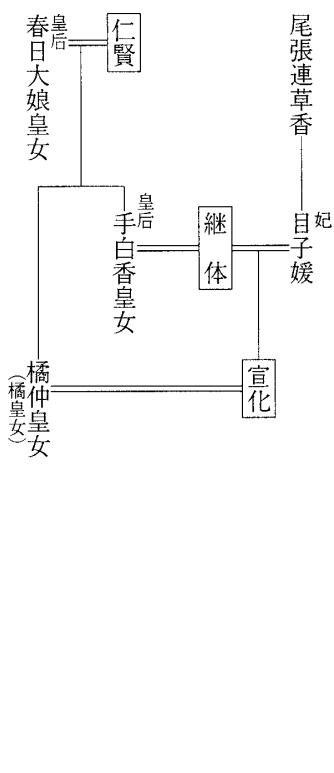
系図8①



系図8②(『日本書紀』による)



系図9(『日本書紀』による)



「息長」の王族の血をいかに濃く受け継いでいるかを強調し、息長真手王の女比呂比売命(＝広姫の血を引く忍坂日子人太子(＝押坂彦人大兄皇子)の皇統(舒明天皇)と、血統的に深く関わることを示そうとしたものであったのである。

なお、押坂彦人大兄皇子—舒明天皇父子における姉・甥型異世代婚について言えば、通例この姉・甥型異世代婚は、糠手姫皇女・田眼皇女姉妹との婚姻として図式化されて説明されているが(系図8①)、そのように捉えられるか疑問が残る。というのは、天武朝の2例によれば、姉・甥型異世代婚は、父子二代にわたって、同一の母系との関係を強化するものであったが、押坂彦人大兄皇子—舒明天皇父子の場合、既に男系で敏達天皇の直系であるのに、さらに母系でも敏達天皇との血縁関係を強化することを目指すものとなり、不自然であるからである。しかも糠手姫皇女の母は伊勢大鹿首小熊の女で、采女菟名子夫人で、田眼皇女の母は、欽明天皇と堅塙媛(蘇我大臣稻目女)の皇女額田部(推古天皇)であり、両者の母方に関係は認められない。

むしろこの異世代婚は、天武朝の2例の場合とは異なり、単独に舒明天皇と、この時点で最も正統性を持つていた敏達天皇・推古皇后の皇統(49)とに関わるものであったのである。敏達・推古の皇女を妃とすることは、二世王で、かつ母糠手姫皇女の母方の血筋においても、父押坂彦人大兄皇子の母方の血筋においても、決して有利な立場にはなかった舒明天皇にとって、正統性を得る重要な手懸かりであったろう。あるいは、本来即位すべき竹田皇子を失った推古天皇が、次善策として田村王(舒明天皇)を女婿として迎えたとも思われる。いずれにしても竹田皇子(舒明天皇)を女婿として迎えたとも思われる。いずれにしても竹田皇子の死による(直系)の断絶・女帝の即位・新たな(直系)の未成立という状況の中で行われた婚姻であったのである。⁽⁵⁰⁾

姉・甥型異世代婚自体は欽明朝に始まるが、より近い血統との婚姻を繰り返すことで、皇統を確実なものとする手段としての姉・甥型異世代婚は、天武朝に固有の政治情況の中で生じたものであり、それ故、雄略天皇に關わる「息長」系譜は、天武朝以後の天皇家によって作成されたものと推測されるのである。⁽⁵¹⁾

四 “皇統” の始祖としての雄略天皇

天武朝以後の天皇家は、『古事記』において、なぜ雄略天皇の皇統を、忍坂日子人太子の皇統（舒明皇統）と同じく、「息長」の王族の出身と仮構したのであるうか。

河内祥輔氏によれば、天智天皇は、舒明天皇薨去後直ちに即位できず、聖德太子系（山背大兄王）の抹殺、舒明系の内部抗争（蘇我蝦夷・入鹿父子と古人大兄皇子の抹殺）という殺戮戦を経ねばならなかつたことから、本来〈直系〉の天皇ではなかつた（それはそもそも舒明天皇が〈直系〉の天皇ではなかつたことに由来する）。天智天皇は二十年以上も皇太子に留まることで、〈直系〉としての合意を確立することに成功したのであった。この新たな〈直系〉の皇統は、天武天皇・草壁皇子・文武天皇・聖武天皇に受け継がれてゆくことになるのである。⁽⁵²⁾

さらに河内氏は、天智天皇が新たな〈直系〉を創造するために、舒明天皇の后妃としては高い地位になかった生母（宝皇后。敏達天皇の三世王であるから本来は「宝姫王」であろう）とその弟を、皇位繼承の資格が無いにもかかわらず強引に即位させ（皇極天皇と孝徳天皇）、「母方の血統の弱点を克服し、直系に相応しい価値を創り出」したとする。皇女を母とする天皇こそが〈直系〉の資格を持ち得るという皇位繼承の原理

においては、天皇の母方の血統は重大な関心事となる。『日本書紀』が、皇極天皇について「皇祖母尊」のみならず、その母吉備姫王についてまでも「皇祖母命」という尊称を用いているのも、同じ意図によるものであろう。⁽⁵⁴⁾

また、『日本書紀』は、天智天皇・天武天皇の父方についても、祖父押坂彦人大兄皇子を「皇祖大兄」⁽⁵⁵⁾、祖母糠手姫皇女を「嶋皇祖母命」と称して、その尊貴性を明示している。しかし、前節でも触れたように、押坂彦人大兄皇子も、糠手姫皇女も、敏達・推古朝の当時にあつては、血筋の上では決して有力な存在ではなかた。特に、押坂彦人大兄皇子については、「皇祖」（天皇の祖父を表す親族名称であるとともに、天皇家の祖先という意味を持つ）と称されながら、母広姫の出自（父息長真手王は、二世以下の王族で、おそらく近江国坂田郡の息長の地に土着していたのである⁽⁵⁷⁾）において、同じ敏達天皇系であつても、推古皇后の皇統には遙かに劣り、また用明天皇・穴穂部間人皇女（欽明天皇皇女、母は蘇我稻目の女堅媛命）の皇統に対しても不利な立場にあつたのである。それゆえ、諸氏の推測するように、『日本書紀』は、「皇祖」押坂彦人大兄皇子の、この母方の血統の弱点を克服すべく、母広姫を敏達天皇の「皇后」（敏達四年正月甲子（九日）条）、そして皇子自身も「太子」（用明紀二年四月丙午（二日）是日条。なお敏達記にも「忍坂日子人太子」と仮構したのである⁽⁵⁸⁾）。

このように見てくると、『古事記』が、雄略天皇を、「息長」の王族の血を色濃く受け継ぐものとしたことは、忍坂日子人太子（＝押坂彦人大兄皇子）の母方の血統を、由緒あるものに押し上げるためのものであつたと考えられる。天武朝以後の天皇家は、神武天皇を天皇家の始祖、応神天皇を繼体天皇（忍坂日子人太子の皇統の実際の始祖は繼体天皇であ

る。そして周知のように、繼体天皇は応神天皇の五世孫とされている)の始祖としたことに加えて、雄略天皇を、忍坂日子人太子の皇統に始まり、天智天皇・天武天皇・草壁皇子・文武天皇に至る、まさに現皇統の、母方の血統における「始祖」として位置付けたのである。

それでは、なぜ雄略天皇であったのか。まず『古事記』系譜に即してその理由を求めるならば、以下のように考えられる。第一に、現皇統の「始祖」としてリアリティーを持ち得るのは、繼体皇統の始祖と位置付けられた応神天皇以後の皇統においてであろう。

そして、第二に、応神天皇において、雄略天皇は特別な地位を占めることに注目したい。すなわち、応神天皇の次に、皇位は仁徳天皇とその子孫に受け継がれることになるが、仁徳天皇は、臣下出身の石之日売命(葛城之曾都毗古の女)を「大后」とし、また皇位を嗣いだ皇子たちも、いずれも「大后」の所生であった(系図10)。矢嶋泉氏によれば、皇女との結婚を果たし得えなかつた仁徳天皇に始まり、氏族の女性の血筋を引く履中天皇以下、武烈天皇にいたる仁徳皇統は、『古事記』においては、全体として〈傍系〉でしかり得ず、武烈天皇で断絶した後、皇統は繼体天皇に始まる〈直系〉に復すべきものであつたのである。この仁

徳天皇の即位によつて、新たな〈直系〉となつていて、天武朝以後の天皇家にとって——しかも、この〈直系〉は、蘇我氏本宗の血統の聖徳太子系王統と競合し、また蘇我氏本宗を自分自身の手で滅ぼし、さらには舒明系の中でも蘇我馬子の血を引き、蘇我氏本宗に近かつた古人大兄皇子を抹殺して、手に入れられた——、以上のようないかにも雄略天皇は、現皇統の正統性を歴史的に裏付ける「始祖」にふさわしいと考えられたのである。



持続系皇統の始祖としての雄略天皇

その上、雄略天皇の母である忍坂之大中津比売命は、既に欽明・敏達朝において、忍坂日子人太子と関係付けられていたと思しい。『古事記』も『日本書紀』も「刑部」が、忍坂之大中津比売命の「御名代」として

設定されたとするが、今日の御名代の研究によれば、現実には「忍坂部（あるいは押坂部）」（後の刑部）は、六世紀中頃（欽明・敏達朝）に、

忍坂日子人太子（押坂彦人大兄皇子）の私有民として設置された可能性が高い⁽⁶⁶⁾。そして、原島礼二氏によれば、忍坂部を含め、「御名代」の設置に当たって、この皇室経済の基礎を固める新施策を正統化するために、五世紀の天皇・皇族の名が利用されたと見られる。⁽⁶⁷⁾つまり忍坂日子人太子の私有民については、忍坂之大中津比売命がその始源と仮構されたのである。⁽⁶⁸⁾

忍坂部を、祖父忍坂日子人太子、父舒明天皇から伝領し、強力な経済基盤としていた天智天皇と、その皇統にとって、忍坂之大中津比売命の名は親しいものであつたろう。

五 『始祖伝承』の創造

天武朝以後の天皇家は、『古事記』において、自らの皇統の始祖忍坂日子人太子の母の血筋が、前代において最も正統で、しかも葛城氏と葛城氏系皇統を抑え、父系母系ともに王族である血統の優位を発揚した雄略天皇を世に出した、輝かしい「息長」の王族であることを仮構し、その皇統の正統性と、繼体天皇以後の諸王統に対する圧倒的優位を主張しようとしたのである。そして、雄略記の、皇統譜に続く物語において、いかにもそれにふさわしい、強い権力と権威を持った天皇像を見ることができる。

しかし、この雄略天皇像は、『古事記』以前の、古い雄略伝承がそのまま定着したものではなく、系譜における雄略天皇と舒明皇統との関係の確立に合わせて、現皇統の『始祖伝承』として、新たに、しかも組織

的に創り出されたものであつたと思われる。

雄略天皇即位に至る事情を述べる安康記も含めて、雄略天皇の関わる『古事記』の記事の構成は、以下のようになる（※は、『日本書紀』に同じ趣旨の記事が見えること、◎はそうでないことを示す。△は、『日本書紀』の関連する記事）。

〈安康記〉

- ① 日弱王の反乱と大長谷王によるその鎮圧
※ a 安康天皇による大日下王の殺害

（* 安康紀元年一月朔条、二年正月己酉条）

- ※ b 大日下王の遺児日弱王による安康天皇殺害

（* 安康紀三年八月壬辰条、雄略即位前紀）

- ※ c 宝算・陵墓

（* 安康紀三年八月壬辰条）

- ※ d 大長谷王による兄黒日子王・白日子王の殺害と、日弱王と王を庇う都夫良意美的討滅

（* 雄略即位前紀）

- ② 大長谷王により市辺之押歎王家弾圧

（* 雄略即位前紀）

- ※ e 大長谷王による市辺之押歎王の殺害

（* 頤宗即位前紀）

〈雄略記〉

- ※ ① 治天下記事（天皇名・宮号・治天下）

（* 雄略即位前紀）

- ※ ② 后妃皇子皇女の系譜（* 雄略紀元年三月壬子条、同年三月是月条）

- ③ 御名代・舎人の設置

a 白髪部

- b 長谷部の舎人

（* 雄略紀十一年五月朔条）

- ※ ④ 渡来した吳人を吳原に置く

（* 雄略紀十四年三月条）

◎⑤若日下部王との結婚の話

「亦一時……」

◎⑥美和河の赤猪子への求婚の話

◎⑦吉野の童女との結婚の話

※⑧吉野の阿岐豆野での狩の話

「又一時……」

※⑨葛城山での狩で大猪に襲われる話

(*雄略紀四年八月戊申条)

「又一時……」

※⑩葛城山で一言主神と出会う話

(*雄略紀五年二月条)

○⑪丸邇之佐都紀臣の女袁杼比売への求婚の話

○⑫長谷の新嘗祭での、三重の媛の天皇讃歌

○⑬同じ新嘗祭での袁杼比売の天皇讃歌

△⑭宝算・陵墓 (*清寧紀元年十月辛丑条に天皇を陵に葬る記事あり)

『古事記』の雄略天皇の関わる記事と物語には、このように『日本書紀』に共通のものとそうでないものとが認められる。

ところで、神田秀夫氏は、『古事記』下巻が、仁徳グループと繼体グループに分かれ、その仁徳グループにおいては履中系と允恭系が対立しており、全体として履中系の立場から允恭系の愚かさを揶揄する書き方となっていることを指摘している。雄略天皇についても、残忍で、気が荒く性急な人物として描かれているとするのである。⁽⁷⁰⁾

こうした残忍な雄略天皇像が集中的に現れるのが、安康記である。未だ童男であつた大長谷王（雄略天皇）は、目弱王の安康天皇殺害に驚かぬ兄たちを「即」^(すなはち)、しかも残酷なやり方で殺害し、また都夫良意美と目弱王も容赦なく抹殺し、さらには市辺之忍歎王を獵場で「簾忽之間」に騙し討ちし、その遺骸を切り刻み馬槽に入れ、墳墓も築かず埋めてしまうのである。⁽⁷¹⁾この安康記の記述が『日本書紀』と共通することによれば、『古事記』『日本書紀』が共に依拠した原資料において、本来雄略天皇は、過剰に暴力的な王として、否定的に捉えられていた可能性がある。

また『日本書紀』と共に通する雄略記⑨・⑩の話も、葛城山で、神の化身である大猪に襲われ、「畏」^(かじ)み、榛の木に逃げ登り（9）、葛城山の一

言主神を、神と見抜けずに、無謀にもこれに挑み、一言主神が名を明かすや、「惶畏」^(かしこ)み、自身の刀・弓矢をはじめ、百官の衣服を献上する雄

略天皇を描いており、これらも『古事記』『日本書紀』が共に依拠した原資料においては、本来履中系（葛城氏系皇統）の立場から、即位後の雄略天皇に痛棒を加える話であつたことを窺わせるのである。

原資料がこのような書き方になつていていたのは、履中系の仁賢天皇の皇后手白髮命との婚姻によって皇位を継承し、允恭系より履中系に親しかった繼体新王家が、原資料の作成に関わっていたためと考えられる。繼体朝、さらには欽明朝頃まで、雄略天皇は優れた王とは見られていないかったのである。⁽⁷²⁾

一方、『古事記』の、『日本書紀』とは共通しない記事は、婚姻に関わる歌謡物語と、雄略宮廷の繁栄を寿ぐ歌謡物語で構成されている。『古事記』において、婚姻に関わる歌謡物語は、雄略天皇以外では、建速湧佐之男命・八千矛神・神武天皇・倭建命・応神天皇・仁徳天皇に関わって見られ、いずれの場合も土地の巫女である女性との聖婚と見なすことができる。そして、注目したいのは、これらの聖婚の多くが、表1のように、歌謡を伴うか否かは別としても、『日本書紀』に関連する記事を見出すことができるることである（但し、八千矛神（2）、応神天皇（5）

【表1】（符号は、○＝ほぼ一致、△＝歌謡は近いが登場人物が異なる、▲＝記事のみで歌謡は伴わない、×＝記事なし）

番号	記	歌謡物語	歌謡番号	符号	『日本書紀』の対応する記事
(1)	神代	速須佐之男命の、湊賀宮の造営（櫛名田比売との結婚）	1	▲	神代上第八段、本文（奇稻田媛）、一書第一（稻田媛）・第一（真髮触奇稻田媛）・第三（奇稻田媛）に、素戔鳴尊との結婚の記事あり。
(2)	神代	八千矛神の、高志国（沼河比売との結婚）	2・3	×	神武即位前紀庚申年八月戊辰条、同九月乙巳条、および神代上第八段一書第六に、神武天皇の、媛蹈鞴五十鈴媛命との結婚の記事あり。歌謡なし。本文に「或云」として歌謡を記す（1）。
(3)	神武	神武天皇の、美和の大物主神の御子伊須氣余理比売との結婚	18・19	▲	神武即位前紀庚申年八月戊辰条、同九月乙巳条、および神代上第八段一書第六に、神武天皇の、媛蹈鞴五十鈴媛命との結婚の記事あり。歌謡なし。本文に「或云」として歌謡を記す（1）。
(4)	景行	倭建命の、尾張国の美夜受比売との結婚	27・28	▲	景行四十年是歲条に、日本武尊の、宮賣媛との結婚の記事あり。歌謡なし。
(5)	応神	応神天皇の、丸邇之比布礼能意富美の女宮主矢河枝比売との結婚	42	×	記事なし。
(6)	応神	大雀命（仁徳天皇）の、日向国の諸県君の女髪長比売との結婚	46・43・44・45	○	応神十三年九月条に、大鷦鷯尊の、諸県君牛諸井の女髪長媛との結婚の記事あり。歌謡あり（35・36・37・38）。
(7)	仁徳	仁徳天皇の、吉備の海部直の女黒日売との結婚	69・66・70・67・68	△	応神二十二年三月戊子条、同四月条、同九月丙戌条に、応神天皇の妃兄媛に関する記事あり。歌謡あり（40）。
(8)	仁徳	仁徳天皇の、応神天皇と宮主矢河枝比売の皇女八田若郎女との結婚	64・56・65・54・55	○	仁徳三十八年正月戊寅条に、八田皇后を皇后に立てる記事あり。歌謡なし。
(9)	仁徳	仁徳天皇の、応神天皇と宮主矢河枝比売の皇女女鳥王への求婚	66・53・54・55	△	仁徳四十年二月条に、仁徳天皇の雌鳥皇女への求婚の記事あり。歌謡あり（59・60・61）

れ、あるいは創作されたものと推測される⁷⁵⁾。

は見えない）。『古事記』の婚姻に関わる歌謡物語には、『古事記』『日本書紀』に共通する原資料に、その核となるものが存在していたことが窺われるのである。

ところが、雄略天皇に関する婚姻の歌謡物語は、4話と数の上では多いものの、『日本書紀』には何らの痕跡も見出せない。これらの歌謡物語は、雄略天皇が、神や前代の天皇たちのように、聖婚によって支配を確立した天皇であることを示すべく、『古事記』編纂の段階で、収集さ

れ、もちろんこの収集と創作が『古事記』以前に行われたと考える余地も存するが、これらの配列と、「亦一時」「又一時」「又」などの接続語を頻用しての、その区分けからすると、『古事記』編纂段階と見るのが穩妥であろう。⁷⁶⁾

雄略記の婚姻に関する歌謡物語は、まず大后若日下部王との結婚の物語から始まる（⑤）。この物語では、天皇が河内に「幸^{いてま}行」し、山上で

国見をした後、若日下部王の許に「幸行」⁽⁵⁾することになっているが、これは応神天皇の宮主矢河枝比売との結婚⁽⁵⁾、仁徳天皇の黒日売との結婚⁽⁷⁾と同じパターンであり、天皇による地方の支配の確立を示すもの⁽⁷⁾と言える。

なお、この物語で、雄略天皇は、河内に「幸行」して、若日下部王に求婚するが、以下雄略記の⑪までの話が、いずれも「遊行」⁽⁶⁾、「幸行」^{(7)⑪}、「幸」⁽⁸⁾、「登幸」^{(9)⑩}と、天皇自らが出向いてゆく話となっていることが注意される。『古事記』の結婚に関する歌謡物語について言えば、神や天皇が自ら出向くものは決して多くない。大和の拠点を巡幸し、婚姻を通じて、改めてその支配を確実なものとしてゆく天皇像が造型されている。

「亦一時」という接続語による転換の後には、宗教に関わる婚姻の話

^{(6)⑦} が連続的に記される。⑥は、大和地方の古い神である、三輪の神に仕える巫女赤猪子との結婚の不成立を述べる。しかし結婚は成立しなかったものの、天皇は赤猪子の心を強く捉えている。婚姻関係を結ばず、これを強く従属させるという、天皇の三輪の神に対する新しい関係が構築されている。逆にこれに続く⑦吉野の童女との結婚は、神仙境吉野を中心とする新たな宗教を宣揚するものとなっているであろう。童女（神女）との聖婚の後、「即」^(すなまち)と、そのまま連続して⑧吉野の阿岐豆

野での狩の話において、「蜻蛉島」⁽⁷⁸⁾という国号の起源が語られる⁽⁸⁾は『日本書紀』にも見えるが、今日、吉野宮の造営は、齐明朝からと考えられていることからすると、その原資料も齐明朝以後の成立であろう。新しい聖地での聖婚を果たした雄略天皇が、その宗教的靈威をもって、倭の支配者として君臨することを、この文脈に辿ることができる。

この後に「又一時」を重ねながら、葛城山に関わる二つの話^{(9)⑩}が連

結される。これが『古事記』『日本書紀』に共通の原資料から出たものであろうことは先に見たが、この位置に配列されることによって、倭の唯一の王（「この倭の國に、あを除きてまた王はなき」）とその最大の宗教的な対抗勢力である葛城の神との融合を物語るものとなっている。一言主神が、長谷の山の口まで丁重に送ったことに窺えるように、天皇は宗教的な対抗勢力からも祝福を受けることになるのである（『日本書紀』では、⑨⑩が逆の順序で、その間に一年の時間を置く。雄略天皇は最初から一言主神に優位するものとされているのである）。

以後、話は、「又」で転じられて、有力氏族丸邇臣の女性袁杼比売への求婚の物語⁽¹¹⁾、さらに新嘗祭の酒宴における、伊勢の三重の媛、大后、天皇⁽¹²⁾、袁杼比売⁽¹³⁾らの天皇讃歌と展開し、雄略宫廷の繁栄が示されるのである。⁽⁷⁹⁾

以上のような、雄略記における婚姻に関わる歌謡物語と、それらを含めた話全体の配列の仕方には、雄略天皇を、新たに、正統な倭国の支配者として押し上げてゆこうとする、『古事記』編者の強力な意志を窺うことができる。それゆえに婚姻に関わる、多くの歌謡物語は、雄略天皇の権力と権威を裏付ける『始祖伝承』⁽⁸⁰⁾を形作るために、収集・創作されたものであったと見られるのである。

六 『萬葉集』卷一における巻頭歌

前節まで見てきたことによれば、『萬葉集』卷一冒頭に雄略天皇代が設けられたのは、現実の古代国家の歴史において雄略天皇が大きな役割を果たしたからでも、また『古事記』において強い権威と権力を持つ天皇として描かれていたからでもなく、何よりもまず、『古事記』を編纂

した天武朝以後の天皇家が、雄略天皇を現、皇統の実際の始祖である忍坂

日子人太子の母方の血筋を正統化・聖別化する天皇とみなしたからであると思われる。また、『萬葉集』卷一の巻頭に置かれた雄略御製が、求婚の歌であるのも、『古事記』が結婚に関する歌謡物語によって、雄略天皇の『始祖伝承』を形作ったことに呼応するものであろう。『古事記』も、『萬葉集』卷一も、雄略天皇の聖婚によって確立された、国土の支配から、現、皇統の歴史が出発することを高らかに告げるのである。

翻つて『日本書紀』においては、岸俊男氏らが指摘したように、雄略朝は「画期」と位置付けられている。⁽⁸¹⁾しかしそれにも関わらず、『古事記』の「息長」系譜のような、雄略天皇と現、皇統を母方の血筋によって結び付けることは行われていない。そもそも『日本書紀』には「息長」系譜は、神功皇后・繼体天皇妃・敏達天皇妃に関わってしか見られず、しかも神功皇后とその父は、「氣長足姫尊」「氣長宿禰王」と表記され、「オキナガ」は地名というより、特別な尊称としての性格を濃くしている。さらに雄略紀に、婚姻に関する歌謡物語も見出すことが出来ないことは前節で述べた。むしろ雄略紀では、百濟・新羅・高句麗そして中国南朝との関係における日本の位置を明らかにすることに勢力が注がれている。⁽⁸²⁾

対外的に「日本」の歴史を示すことを目的とする『日本書紀』の、その系譜にあつては、押坂彦人大兄皇子の母族である「息長」の王族の血筋によつて、現、皇統の正統性と優位性を示すことよりも、繼体皇統が、外交関係において重要な役割を果たした雄略天皇の血統を継ぐことを示せば充分であったのである（繼体天皇の皇后手白香皇后女は、父を仁賢天皇、母を雄略天皇の皇女春日大娘皇后女とする。しかも雄略天皇と、春日大娘皇后女の母童女君の間には、一夜孕みの伝説を設ける。なお注

（74）参照）。

『古事記』と『萬葉集』卷一は、母方の血筋を問題にし、国内における現、皇統の優位性を示すことをめざす点で、方向性を等しくしている。そして『萬葉集』卷一の冒頭に雄略天皇代が置かれる必然性は、『古事記』の系譜を前提とすることで初めて明らかになるのである。これらの点において、『萬葉集』卷一という書物は、『古事記』を継ぐという面を確かに持つてゐると思われる。

しかし、その上で、『古事記』と『萬葉集』卷一の違いにも注目しておきたい。雄略御製は、本論冒頭に示したようにA・B二つの部分からなる。Aの部分は、3—4、5—6と音数が漸層的に増えてゆく、独特の韻律が、長い冬から解放された心の華やぎを伝えつつ、若菜を摘む女性の若々しい美しさと、その女性に寄せる思いとを一体のものとして生き生きと表現する。そして、これを受けるBの部分は、「そらみつ 大和の国は」で、大和の国の広がりをイメージさせ、「おしなべて 我こそ居れ 敷きなべて 我こそいませ」の反復強調で、王者としての自信をもつて求婚する雄略天皇の姿を、おおらかに描き出す。「押しなべて」は、佐佐木隆氏によれば、今一人の周囲にある草木にちなんで、通常は植物についていう表現を、統治することの比喩に用いたものであり、ここには女性への優しい心配りが込められている。⁽⁸³⁾そして、男性の方からの名を明かすという結婚の習俗によつて、自らの名と「家」（王族としての家柄）を明かそうと力強く述べてこの歌を結ぶのである。⁽⁸⁴⁾この力強い名告りは、聖婚の成就と、それによる国土の豊穣を暗示させる。⁽⁸⁵⁾

この歌には、王者としての自信に満ちた雄略天皇像が造型されている。それは、『古事記』の、赤猪子の心を惹き付け、また新たな宗教的靈威を身に付けて、大和地方を改めて手中に收め、「この倭の国に、あを除

きてまた王はなき」と称した雄略天皇像に通ずるものである。しかし、

この歌が『萬葉集』卷一に巻頭歌として置かれる時、自らの武力によつて皇位を奪取し、聖婚と宗教的靈威によって倭國の支配を強力に推し進め、天皇統治に新たな歴史を拓いてゆく『古事記』の雄略天皇像は、遠景に退くことになろう。巻頭歌は、それ以後に続く卷一の歌々に対しても、

“中興の祖”としてではなく、あくまでも天皇による統治そのものの『始まり』を告げるものとなっている。『萬葉集』卷一においては、雄略天皇は、神武天皇以来の皇位を継承し、その支配を強化した天皇の一人ではなく、むしろ最初の天皇として位置付けられているのである。

『古事記』の『始祖』としての雄略天皇像をさらに純化し、雄略天皇に始まり、輕皇子に至る持統系皇統による天皇統治の歴史を、それ自体として完結したものとして描き出すことを、『萬葉集』卷一（原撰部）は目指したものと思われる。『萬葉集』卷一の目的は、『古事記』よりもさらに限定されたものであったと見られるのである。⁽⁸⁸⁾

注

- (1) 卷一の成立に関する、本論は「五三番歌を原撰部、五四〇八三番歌を第一次増補、八四番歌を第二次増補と見る、徳田淨氏・伊藤博氏・伊丹末雄氏・塩谷香織氏の説に立つ。その理由は、前稿「持統王家の集としての『萬葉集』卷一——卷一の増補をめぐって〈書物としての『萬葉集』——』（『日本女子大学紀要 文学部』第50号、二〇〇一—三）に示した。徳田氏以下諸氏の説の出典については、同論文注（17）参照。
- (2) 折口信夫氏「萬葉集講義（二）——飛鳥・藤原時代——」『折口信夫全集』（新訂版）7、中央公論社、一九九五（初出）『短歌講座』第五卷、改造社、一九三一）。
- (3) 伊藤博氏「萬葉集の構造と成立」上、第二章第一節・卷一雄略御製の場合、

（4）『日本書紀』編纂者が特別な意識をもって捉えた前代の代表的天皇（並木宏衛氏「萬葉集巻頭歌と雄略天皇」『國學院大學大學院紀要』第1輯、一九七〇—三）、渡来系の女性によって後宮にその説話が伝えられ、さらに天武天皇の若かりし頃のイメージと重写しされた天皇（三谷榮一氏「萬葉集卷一・卷二巻頭歌の位相——磐姫皇后と雄略天皇——」『記紀萬葉集の世界』有精堂、一九八四（初出）『磐姫皇后と雄略天皇——卷一・卷二の巻頭歌の位相——』『萬葉集講座』第五卷（作家と作品I）、有精堂、一九七三）、舒明天皇にオーバーラップする伝承上の祖天皇（棚木恵子氏「萬葉集巻頭歌の意味するもの」『和歌文学研究』第33号、一九七五—九）、礼楽を尊重する渡来系の巻一編者によって選び取られた、古天皇の象徴（山路平四郎氏「雄略『天皇御製歌』私考」『日本文学研究』（梅光女学院大学）第14号、一九七八一一、同氏「雄略天皇の御製」同氏・窪田章一郎氏編『初期万葉』早稻田大学出版部、一九七九）、『古事記』『日本書紀』によれば、「神」と言われ、不老不死と意識され、神仙性も持つなど、特別な神性を有する始祖天皇（菅野雅雄氏「雄略天皇の神性素描」『上代文学』第38号、一九七六—一）、天武天皇と重ね合わされ神仙視された天皇（木村康平氏「萬葉集卷一巻頭歌の成立」『帝京大学文学部紀要（国語国文学）』第14号、一九八二—一〇）など。

- (5) 井上光貞氏「雄略朝における王權と東アジア」「天皇と古代王權」岩波現代文庫、一〇〇〇（初出）『雄略朝における王權と東アジア——『五世紀末葉・六世紀前半における倭國とその王權』第一部——』『東アジア世界における日本古代史講座』第四卷、学生社、一九八〇）。
- (6) 山尾幸久氏『日本古代王權形成史論』IV篇六章・雄略大王期の史的位置、岩波書店、一九八三）。
- (7) 岸俊男氏「画期としての雄略朝——稻荷山鉄劍銘付考——」『日本古代文物の研究』（塙書房、一九八八（初出）岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、塙書房、一九八四）。

(8) 平野邦雄氏『大化前代政治過程の研究』第一篇第四章・五世紀末の政治情勢、吉川弘文館、一九八五。

(9) 佐伯有清氏「雄略朝の歴史的位置」同氏編『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館、一九八八。

(10) 鈴木靖民氏「武（雄略）の王權と東アジア」（佐伯氏注（9）編著所収）。

(11) 上田正昭氏「古代史と辛亥銘鉄劍」同氏編『古代の日本と東アジア』小学館、一九九一。

(12) 小林敏男氏「古代国家における雄略朝の位置」『歴史評論』No.514、一九九三一二。

(13) 櫻井満氏「巻頭歌の意義——儀礼と神話の間——」「万葉集の民俗学的研究」おうふう、一九九五（初出）『萬葉集研究』第十集、塙書房、一九八一）。

櫻井論文は、萬葉の時代に、雄略天皇が大和朝廷による国内統一を果たした英雄的君主と考えられたとする。そして、それは、五世紀後半における大和朝廷の支配の全国的広かりに由来すると見る。

(14) 松原博一氏「万葉における巻頭歌の論——古代王權と雄略像の形成をめぐって——」『語文（日本大学）』第53輯、一九八二一一。松原論文は、巻一巻

頭歌に、「天皇制国家の黎明を告げる古代天皇の英雄像」を見る。

(15) 山口博氏『王朝歌壇の研究——文武聖武光仁朝篇——』第一篇第一章第六節・なぜ雄略・舒明か、おうふう、一九九三。山口書は、中国の史書を手懸かりに、雄略天皇が、中国側から、日中外交の第二期の中心的人物として評価を受けていたことを示し、「中國王朝にも倭國の帝王と認識され、事実そうであった雄略の政治的実力があつて、巻頭歌に位置付けられたのである」と結論付ける。

(16) 渡部修氏「八世紀の雄略朝認識と『万葉集』」古典と民俗学の会編『古典と民俗学論集——櫻井満先生追悼——』おうふう、一九九七。渡部論文は、

「天下」概念によって、中国的世界秩序から自立した雄略朝が、中華国家「日本」の実質的始源に当たり、そして遣使朝貢途絶以後、東アジア世界の中で独自に地位を確立するために、雄略天皇とその時代が折りに触れて顧み

られ、八世紀における中華国家「日本」の完成期に、改めて雄略天皇が国家の始祖として崇められたと推測する。後述するように、渡部論文は、五世紀末の雄略朝の歴史的事実と、八世紀の雄略朝認識の峻別を説き、巻一巻頭歌研究史の問題点を明らかにしたか、その結論は、『宋書』所収の倭王武の上表文や、稻荷山古墳鉄劍銘・江田船山古墳大刀銘から復原される雄略朝の歴史的事実を、八世紀の雄略朝認識に直結させていると言わざるを得ない。

(17) 私は、『萬葉集』巻一・巻二が天智天皇代を重視し、かつ巻一では天武天皇との関係を連続的に位置付けていることから、両巻の編纂を企図した持統天皇が、自らの皇統を、単に天武天皇の後継者としてのみではなく、舒明

天皇に始まり、天智天皇・天武天皇の両天皇を受け継ぐものと位置付けていたと考える。なお、古代史学においても、文武朝において、持統天皇によって、淨御原令とは別の王法である大宝律令が設定され、また齊明天智朝を皇統の源流とし天武天皇の遺徳を汲む持統系王權が確立し、政権原理と皇統意識とが大きく変化することが指摘されている（井上亘氏『日本古代の天皇と祭儀』前篇第一章・「天武系」王權再考、吉川弘文館、一九九八（初出）『天武—持統系王權成立史稿』『続日本紀研究』第286号、一九九三一六）。

(18) 小川注（1）論文。なお、巻一の編集目的を、原撰部については輕皇子の立太子・即位を、第一次増補部について首皇子の立太子・即位を念頭に、それぞれの皇子の正統性を示すものであることを指摘した先行論文に、池田三枝子氏「志貴皇子文学圏考——その背後勢力と万葉集巻一後半部の編纂について——」（『芸文研究』第56号、一九九〇一一）がある。

(19) 小川注（1）論文。私は、『萬葉集』巻一を、「勅撰」の書物ではなく、持統王家に属する「家の集」的な歌集であったと捉えている。

(20) 菅野雅雄氏『古事記説話の研究』後編第一・万葉集巻一・巻頭歌の背景、桜楓社、一九七三（初出）『萬葉集編纂意識についての一試論』『びぞん』第61号）。その他、歴史学者の篠弘道氏が、欽明天皇・石比売命夫妻がともに母方において雄略天皇と繋がることを指摘している（『万葉の時代』江上波夫氏・川崎庸之氏・西嶋定生氏編『八世紀の日本の東アジア』第二卷（記

紀と万葉)、平凡社、一九八〇)。しかし、手白髪命を介した雄略天皇と欽明天皇の繋がりは、必ずしも持統系皇統にのみ関わるものでなく(第二節参照)、石比壳命の母橘之中比壳命についても、『古事記』は雄略天皇皇女春日大郎女の子であることを記さない。また、歴史学者の河内祥輔氏は、皇統という観点から、菅野氏とは別の方法を用いて、繼体皇統が自らを雄略天皇の後継者と認識し、そして八世紀において舒明天皇以下が現実に君臨する皇統で、雄略天皇がその天皇の支配の象徴的存在と意識されたとする(『古代政治史における天皇制の論理』第一・六世紀型の皇統譜形成原理、四五・四六頁、および注(10)、吉川弘文館、一九八六。この説については本論注(63)参照)。

(21) 鬼頭清明氏「『雄略紀』の構成——画期としての雄略朝を求めて——」『萬葉集研究』第二十集、一九九四。

(22) 鴻巣隼男氏「万葉集の始めと終り」『国文学解釈と鑑賞』第34巻第2号、一九六九一、「八木毅氏『日本靈異記の研究』第一部餘章・日本靈異記から見た万葉集——卷一、卷三の巻頭歌に関聯して——、風間書房、一九七六(初出=『説林』第18号、一九六九一一)、中西進氏『万葉の秀歌』上、講談社現代新書、一九八四、菅野雅雄氏「雄略天皇御製の論」『初期万葉の史的背景』和泉書院、一九九四(初出=「雄略天皇論——再び万葉集巻頭歌をめぐって——」『美夫君志』第38号、一九八九一一)。

(23) 渡部氏注(16) 論文。

(24) 先行研究では、『古事記』などの伝承の反映としてよりも、『萬葉集』卷一が意識的に巻頭に雄略天皇を選び取ったことに重き置く論としては、菅野氏注(20)書(後編第一)、山路氏注(4)論文がある。

(25) 「息長」系譜については、黒沢幸三氏「古代息長氏の系譜と伝承」(『日本古代伝承文学の研究』塙書房、一九七六(初出=『文学』第33巻第12号、一九六五一一)、吉井巌氏「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話』、塙書房、一九六七)、園田香融氏『日本古代財政史の研究』(第三編第九章・皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——、塙書房、

一九八一(初出=『日本書紀研究』第三冊、塙書房、一九六八)、吉井氏「ホムツワケ王——崇神王朝の後継者像——」『天皇の系譜と神話』(『大化改新前夜における息長氏の政治的役割』(『史学』第44巻第3号、一九七二一四)、塙口義信氏『神功皇后伝説の研究——日本古代氏族伝承研究序説——』(第五章・繼体天皇と息長氏、創元社、一九八〇(初出=『日本書紀研究』第九冊、塙書房、一九七六)、平野邦雄氏「いわゆる『古代王朝論』について」(『国史学』第103号、一九七七一一〇)、同氏「六世紀、ヤマト王権の性格」(『東アジアにおける日本古代史講座』第四巻、学生社、一九八〇)、菅江あゆみ氏「息長氏に関する一考察」『史想』第20号、一九八四一二)、大橋信弥氏『日本古代国家の成立と息長氏』(吉川弘文館、一九八四)、小柴秀樹氏「息長」系譜の形成者』(井上辰雄氏編『古代中世の政治と地域社会』雄山閣出版、一九八六)、篠原幸久氏「繼体王系と息長氏の伝承について——総括および分析視点——」(『学習院史学』第26号、一九八八一三)、小柴氏「息長氏研究の動向と課題」(井上辰雄氏編『古代史研究の課題と方法』国書刊行会、一九八九)、西條勉氏「『逸文上宮記』の「二云」とヤマトタケル大王」(『萬葉』第147号、一九九三一七)、黒田達也氏「古代の天皇と系譜」(校倉書房、一九九九)、同氏「『息長』を冠する王族の系譜をめぐって」(『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』第34巻、一〇〇〇〇一六)などの論を参照した。

(26) 『上宮記』逸文は、尊經閣文庫蔵本を底本に(覆製(前田育徳会尊經閣文庫編『积日本紀』前田育徳会尊經閣文庫、一九七五)による)、黛弘道氏『律令国家成立史の研究』(第三編第二・繼体天皇の系譜について——『积日本紀』所引上宮記逸文の研究——、第三・繼体天皇の系譜について——『积吉川弘文館、一九八二)の翻刻と本文批判、および矢嶋泉氏『上宮記』逸文所引「二云」の資料性』(青山学院大学文学部紀要)第38号、一九九七一)の翻刻と本文批判を参考にした。

(27) 志水正司氏「大和朝廷成立期の天皇について」(『史学』第38巻第3号、一

九六五一一二)、黛氏注(26)書(第三編第一、第三)など。なお、近時

『上宮記』そのもの成立を七世紀後半と見る説も提出されている(生田敦司氏「『上宮記』についての一考察」『国史学研究』第24号、二〇〇〇一六)。

(28) 矢嶋氏注(26)論文。

(29) 西田長男氏『日本古典の史的研究』第一章第三節・上宮記の逸文、理想社、

一九五六、黛氏注(26)書(第三編第一、第三)。なお、「涙侯那加都比古」

「若野毛ニ俣王」「踐坂大中比弥王」という表記は、音仮名専用表記例が普通であった、推古朝の固有名詞表記としては異例である。矢嶋氏注(26)論文では、「涙」「踐」について、字訓の未定着なり様を示すものとするか、推古

朝より後の、二人の名を特別に装飾するための用字であった可能性も考えられる(それゆえ、「踐坂」をホムサカと訓み、「踐坂大中比弥王」を、忍坂の大中津比売命(『古事記』)・忍坂大中姫命(『日本書紀』)と別人とする説(永井紀代子氏「蘇我氏と思長氏の修史事業 祢日本紀所引上宮記系譜の『凡牟都和希王』をめぐって」『日本史論叢』第4輯、一九七四一一)は採らない)。

(30) 吉井氏注(25)書(『応神天皇の周辺』)『天皇の系譜と神話』一七五〇一七八頁)。

(31) 『古事記』における当該系譜の改編については、本来若野毛ニ俣王の母は「弟比売」(応神紀の「弟媛」、「上宮記曰」云)系譜の「弟比売麻和加」によ

る)であったが、これを息長真若中比売に換えたため、「弟比売」を若野毛ニ俣王の妃とする必要が生じ、応神朝にはあり得ぬ姉・甥型異世代婚となつたと説明する吉井巖氏説(注(25)書(『応神天皇の周辺』)『天皇の系譜と神話』一〇九〇一一〇頁、「ホムツワケ王」「天皇の系譜と神話」二三二(二三四頁))が支持を得ている。しかし、若野毛ニ俣王の母と妻の名が流动的であったと考へるならば、本来の「弟比売」を生かそうとしての苦肉の策というより、息長真若中姫の妹とあることを示すために、若野毛ニ俣王の妻の名として、積極的に「弟比売」が採られたと見たい。なお、この異世代婚が偶發的なものでないことは次節参照。

(32) 注(25)の諸論、および笹川尚紀氏「『帝紀』・『旧辞』成立論序説」(『史林』第83卷第3号、二〇〇〇一五)。ただし、注(25)の諸論のうち小柴氏

は、「息長」系譜を、息長氏の関与によるものとはせず、雄略天皇の関わる「息長」系譜については、若沼毛ニ俣王家の傍流であつた息長王家が伝えていた系譜を、皇室が取り込んだと見る。また、大橋氏は、天武朝の修史事業への息長氏の関与を推測する一方で、天武天皇自身がその皇統を顕彰するために息長氏の所伝を採用した可能性も指摘する。さらに笹川氏は、息長氏による王統譜の改作は、舒明天皇の意向による王権主導の事業であつたとする。

(33) 小柴氏注(25)論文(『『息長』系譜の形成者』)。

(34) 小柴氏注(25)論文、大橋氏注(25)書。

(35) 倉本一宏氏は、真人姓氏族か、A准皇族と、B近江・越前地方の豪族(息長氏など)の一類型に分かれ、Aが皇親政治を主導する行政幹部たり得るものとして、「真人」姓を賜ったのに対し、Bは天武朝の成立に大きな功績があつたために(①繼体天皇を擁立し、②蘇我系皇統に対抗する「純皇室系」の成立・維持に貢献し、③壬申の乱を勝利に導いた)、「真人」姓を賜つたとする(『真人姓氏族に関する一考察』『続日本紀研究』第232号、一九八四一四)。①についてはなお議論の余地があるが、息長氏の「真人」賜姓には、

天武天皇の血統の母系(息長真手王)を支えたであろう息長氏の地位を高めようとする、天武皇統に関わる象徴的意味が認められる。

(36) 意富々杼王後裔氏族名については、水谷千秋氏による本文校訂に従う(『繼体天皇と古代の王権』第二部第三章・意富富杼王後裔氏族の研究、和泉書院、一九九九)。

(37) 加藤清氏「『古事記』若野毛ニ俣王の系譜について」『古事記年報』31、一九八九一一。

(38) 八氏の始祖は、『日本書紀』『新撰姓氏録』では多様である(ただし、筑紫之末多君については記事を欠く)。天武朝に「真人」姓を賜る、三国氏・坂田氏・酒人氏・息長氏・羽田氏・山道氏を含む八氏が共通の始祖を持つことは、『古事記』が独自に創り出した始祖神話である。

(39) 『上宮聖徳法王帝説』の本文は、家永三郎氏『上宮聖徳法王帝説の研究（増訂重版）』（比較文化研究所発行・名著刊行会発売、二〇〇一）に拠る。

(40) 河内氏注（20）書、第一。

(41) 『上宮聖徳法王帝説』では厩戸皇子（聖徳太子）を敏達三年誕生としている。年長の田日皇子は、欽明朝末期の誕生になるか。

(42) 天武紀二年八月戊申（二十五日）条の耽羅の朝貢使への詔に端的に表れているように、天武大皇は、自身の政権を、前王朝と断絶する「新王朝」と位置付けていた（秋間俊夫氏「人麻呂と近江」『文学』第44巻第10号、一九七六一一〇）、神野志隆光氏「草壁皇子挽歌」『国文学』第43巻第9号、一九九八一八）など）。

(43) 井上氏注（17）書、前篇第一章。

(44) 天武朝の姨・甥型異世代婚の基礎には、日本の古代において、外祖父母が祖父母に匹敵する高い地位を有していたことがあつたと考えられる。日本古代の外祖父については、成清弘和氏『日本古代の王位繼承と親族』（第二編第一章・「祖」に関する基礎的考察——古代親族名称の側面を中心——、第二章・律令における「外祖父母」について、岩田書店、一九九九）。

(45) 天武紀八年正月戊子（七日）条の、非王姓母への挙式禁止の詔で、天武天皇は王姓の母を持つ草壁皇子・大津皇子と、非王姓の母を持つ諸皇子の間に厳格な差別を設け、自身の継承者の資格を明確にしている（井上氏注（17）書、前篇第一章）。もちろんこれとは次元が異なるものの、後継者の妃の母系についても、その範囲を身内的に限定しようとしていたのである。天智天皇との繋がりを強化するだけならば、例えば、大津皇子と新田部皇后（天智皇后、母は阿倍倉梯麻呂大臣の女橘娘。天武妃）との結婚という方法もあり得たであろう。

(46) 笠井倭人氏によれば、天武朝の姨・甥型異世代婚は、同母系親族婚（同母系統間の結婚。具体的に、姨と甥の父方の祖母が同一）である（『記紀系譜の成立過程について』『史林』第40巻第2号、一九五七—三）。『古事記』の①～③の姨・甥型異世代婚は、基本的にはいずれも異母系親族婚であるが、

③の姨・甥型異世代婚では、甥である若野毛「侯王の父方の祖母は息長等比賣命である。同母系ではないが、甥の父方の祖母と、姨の出自がともに、

「息長」を冠する王族となっている。

(47) 『古事記』『日本書紀』の異世代婚に関する従来の研究においては、姨・甥型異世代婚は伯父・姪型異世代婚と一括して扱われ、欽明朝以後の成立と捉えられている（笠井氏注（46）論文など）。これら二つのタイプの異世代婚は目的を異にし、その出現時期にも違いがあるよう思われる。なお、吉井巖氏は、③の異世代婚を「同母系の異世代婚」と見て、この「息長」系譜の成立を、天武朝以後とするが（吉井氏注（25）書（『応神天皇の周辺』『天皇の系譜と神話』二二〇頁））、笠井氏の説の誤解に基づく推論と言わざるを得ない。

(48) 笠井氏注（46）論文、笛川氏注（32）論文

(49) 河内氏注（20）書、第一。

(50) 河内氏注（20）書、第一。なお、この押坂彦人大兄皇子—舒明天皇父子の姨・甥型異世代婚は、繼体天皇—宣化天皇父子の、仁賢天皇の皇女姉妹との結婚と似る。この結婚は、宣化天皇が、繼体天皇と手白香皇女の子でないため、從来異世代婚の範疇に扱われていなかが、繼体天皇と手白香皇女の子でないについて考察する手懸かりとなろう（系図9参照）。

(51) 舒明天皇の喪葬の礼において、息長山田公が、「日嗣」を誄び奉ったことから（皇極紀元年十二月乙未（十四日）条）、黒沢氏注（25）論文以来、「息長」系譜が舒明朝に定着したとする説が有力であり、さらに舒明朝に、天皇と蘇我氏の対立を背景に、修史事業が行われ、『古事記』の原形が作られたと見る説が主張されるに至っている（永井紀代子氏「当麻氏に関する考察」（『日本史論叢』第2輯、一九七三—二）、同氏注（29）論文、笛川氏注（32）論文、同氏「『帝紀』『旧辞』の完成——舒明朝の修史事業」（『歴史読本』第46巻第2号、一〇〇一—二）など）。雄略天皇に関する「息長」系譜の成立を天武朝以後と見る私は、息長山田公の「日嗣」の誄においては、息長真手王を、繼体天皇の妃の一人（麻組郎女（『古事記』）・麻績娘子（『日本書

紀』)の父として、繼体天皇と舒明天皇の、母方の血統における強い結び付
きが強調されたのではないかと推測する(この「息長」系譜に、「古事記」
と『日本書紀』で異同がないことに注意したい)。

(52) 河内氏注(20)書、第一。

(53) 河内氏注(20)書、第一、六二頁。

(54) 皇極天皇については、孝徳即位前紀(2例)、大化五年三月辛酉(十七日)

条、白雉五年十二月己酉(八日)是日条、齐明即位前紀、齐明元年正月甲戌

(三日)条、天智即位前紀に、また吉備姫王については、皇極二年九月丁亥
(十一日)条、同癸巳(十七日)条(2例)、乙未(十九日)条に見える。

(55) 押坂彦人大兄皇子については、大化二年三月壬午(二十日)条の皇太子(中
大兄皇子)奏請に、糠手姫皇女については天智三年六月条に見える。

(56) 成清氏注(44)書、第二編第一章、第五章・令規定における皇族称号につ
いて――公式令平出条をめぐって――。

(57) 水谷千秋氏は、五世紀から六世紀半ばにかけて、一世以下の王族の多くが、

畿内地域から離れ、地方において土豪化したことを探している。さらに六
世紀後半以降には、大王に近侍し国政にも参画する、大別王、坂田耳子王

(ともに敏達紀)のような王族も現れるとしている(注(36)書、第四部第
八章・大化前代の王族と皇親氏族)。しかし、それはなお一部に止まつたで
ある。何ら事績の記されない息長貞手王は、近江に土着していたものと思
われる。広姫の息長墓が近江国坂田郡にあったのも(延喜式)卷第二十
一・諸陵寮)、そのためであろう。

(58) 大橋氏庄(25)書、第五・推古朝前後の政局と息長氏、河内氏注(20)書、

第一、田村葉子氏「ヤマト王権下のキサキについて」『総合女性史研究』第
8号、一九九一―八、矢嶋泉氏「仁徳系譜の始発――『古事記』下巻系譜論
序説」――『古事記年報』38、一九九六一一(同論文注15参照)。

(59) 吉井巖氏は、応神天皇が実在の天皇ではなく、継体朝以後に、その家格を
高めるために設定された天皇と推測している(注(25)書、「応神天皇の周
辺」)。実在したか否かについては検討の余地があるか、「上宮記曰一二云」系

譜に「允牟都和希王」(ホムツワケ王)とあることによれば、『古事記』(品
陀和氣命)、『日本書紀』(誓田別皇子)以前には、なお流動的な存在であつ
たことが窺える(「允牟都和希王」については、「都」の訓(ツカタカ)に始
まり、その素性については諸説あるが、品陀和氣命に当たる人物の、古い呼
称と見ておきたい)。

(60) 矢嶋氏注(58)論文。

(61) 河内氏注(20)書、第一。

(62) そもそも忍坂之大中津比売命の存在を作為と見る説もある(山尾氏庄

(6)書(IV篇七章・倭王權による近畿周辺の統合、四四九)四五三頁(雄
略天皇の生母は本来河内出身であったとする)川口勝康氏「在地領主制と日
本古代國家――帝紀批判と部民史論――」(歴史における民族の形成)歴史
学研究別冊特集、一九七五一一(敏達朝以降に皇統譜上の原理的存在とし
て設定されたとする)、黒田氏庄(25)書(第一章七・雄略関係系譜(押坂
彦人大兄皇子をもとに造作・架上されたとする))、など。しかし、「上宮記

の存在と系譜的位置は、天武朝以後の天皇家にとって、既に確立されたものであつたろう。

(63) 安康天皇の皇后長田大郎女は、当初大日下王の嫡妻で、系譜上にも疑問か
ある(安康天皇の同母姉とも解せる)。『日本書紀』では履中天皇皇女)。清寧

天皇は都夫良意富美の女韓比売を母とする。武烈天皇は后妃を持たない。な
お、既に河内祥輔氏も雄略天皇が〈直系〉であることの重要性を指摘してい
る(注(20)書、第一、四五九・四六頁)。しかし、雄略天皇の血統が女系

〔仁賢天皇の皇后春日大娘皇女(雄略天皇の皇女)、継体天皇の皇后手白香皇
女(春日大娘皇女)を通じて継体天皇に伝えられ、継体皇統が、自ら
を〔徳皇統の〈直系〉である雄略天皇の後継者としてこれを特別視したとす
る推論には賛同できない。後述するように継体天皇は、履中一市辺之忍歎王
―仁賢の皇統と繋がることで、自身の正統性を主張しようとしており、また、
河内氏の、春日大娘皇女手白香皇女・橘仲皇女ら女系による雄略天皇から欽

持続系皇統の始祖としての雄略天皇

- (64) 安康記は、雄略天皇即位に至る「系譜的な性格を色濃く帯び」、「説話とはいながら帝紀との織り合わせ」となっている（中村啓信氏『古事記の本性』第三章一・雄略記の定着、三三三五頁、おうふう、一〇〇〇）。なお塚口義信氏は、安康天皇・雄略天皇にまつわる話など、皇位継承に関する物語が「帝紀」に記されていた可能性を指摘する（『原帝紀』成立の思想的背景——『帝紀』『旧辞』論序説——）（ヒストリア）第133号、一九九一—二）。
- (65) 平林章仁氏「敏達天皇系王統の広瀬郡進出について」（『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九八六）、同氏「聖德太子と敏達天皇後裔王族——片岡王寺創建をめぐって——」（『日本書紀研究』第十六冊、塙書房、一九八七）
- (66) 山尾幸久氏「日本古代国家の形成過程について」（『立命館文学』278・279、一九六八一八・九（欽明朝以降設置説）、原島礼二氏『日本古代王権の形成』第二部第一章・御名代と子代の再検討、第二章・御名代について、校倉書房、一九七七（欽明朝設置説）、川口氏注（62）論文（敏達朝以降設置説）。
- (67) 原島氏注（66）書、第一部第一章。
- (68) 蘭田氏注（25）書（第二篇第九章）以来、忍坂部の運営に息長氏が当たったと見る説が有力であるが、御名代の一般的あり方から、刑部氏を運営者とする説（小柴氏注（25）論文（『思長』系譜の形成者））、早川万年氏「名代子代の研究」井上氏編注（25）書（『古代中世の政治と地域社会』）、関晃氏「名代・子代」（『国史大事典』第十巻、吉川弘文館、一九八九）に従いたい。また忍坂日子人太子の「忍坂」は、繼体天皇の大和の本拠地「意柴沙加宮」（隅田八幡神社所蔵人物画像鏡銘）と関係するのである。
- (69) 忍坂日子人太子以後の伝領については、蘭田氏注（25）書（第三篇第九章）に従う。
- (70) 神田秀夫氏『古事記の構造』II・仁徳グループと繼体グループ、明治書院、
- (71) この葬り方の不道徳性を、都倉義孝氏『古事記 古代王権の語りの仕組み』（三一・仁徳と雄略そして顯宗・仁賢の物語——『古事記』下巻の構造をめぐって——、二三三二頁、有精堂）が指摘する。
- (72) 直木孝次郎氏「雄略天皇——古代国家の形成に挑んだ専制君主——」（上田正昭氏他『古代天皇の謎』学生社、一九九三）。
- (73) 川口勝康氏「五世紀の大王と王統譜を探る」原島礼二氏他『巨大古墳と倭の五王』（特に一四七頁）、青木書店、一九八一）。
- (74) 雄略天皇が復權するのは、敏達朝以後かと思われる。仁賢記では、妃を雄略天皇の皇女春日大郎女とするが、この皇女は雄略記の皇統譜には見えない。また宣化記では、妃を仁賢天皇の皇女橘中比売命とするが、この皇女も仁賢記の皇統譜には見えない（早く『古事記伝』がこの問題を指摘している。なお、『古事記』は、橘中比売命の母を記さない）。二人の妃の出自は、欽明天皇・敏達天皇の母方の祖母が皇女であったとすべく、後から加えられたものである可能性がある。欽明天皇が仁賢天皇にも自分同様の春日山田郎女が存在したことを仮構し、仁賢天皇との近しさを強調しようとしたとするならば（大橋氏注（25）書、第四・繼体・欽明朝の成立と息長氏）、雄略天皇との繋がりを強調するこの妃の出自の加上は、敏達朝以後のことになる。なお『日本書紀』では、二人の皇女はそれぞれ雄略紀・仁賢紀の皇統譜に加えられ、さらに橘仲皇女の母も春日大娘皇女とされる。
- (75) 中村啓信氏は、太安萬侶が、別資料から⑤⑥⑦⑪⑫⑬から新たに採用し、これらも含めた雄略記の完成に、『古事記』成立の最後まで苦心し続けたとを推測している（中村氏注（64）書、第三章一）。
- (76) 「亦一時」「又一時」に類する接続語は、他に「亦一時」を仁徳記に1例、「一時」を応神記に1例を見るに止まる。

- (77) 都倉氏注（71）書、三一。
- (78) 和田萃氏「吉野宮」『国史大事典』第十四卷、吉川弘文館、一九九三。

(79) 「又」以下⑪～⑬を一体と見るものに、長野一雄氏『古事記説話の表現と構想の研究』（第二部第四章・金鉢岡・長谷の百枝櫻の構想、おうふう、一九九八）などがある。

(80) もちろん、これと連動して、『古事記』編纂段階では、安康記の大長谷王の過剰な暴力も肯定的に解釈され、かつ雄略記に見合う形に改変されたであろう。

- (81) 岸氏注（7）書（「画期としての雄略朝——稻荷山鉄劍銘付考——」）。

- (82) 吳哲男氏「『雄略天皇』条の構想——日本書紀と古事記の間——」『相模国文』第25号、一九九八一二。

- (83) 伊藤氏注（3）書（第二章第一節）、菅野氏注（20）書（後編第一）、同氏注（4）論文など。

- (84) 佐佐木隆氏「一番歌の表現と構文」『武藏野文学』第46集、一九九八一一。

- (85) 折口氏注（2）論文、大久間喜一郎氏「姓名の禁忌について——万葉集を中心として——」『古代文学の原流』桜楓社、一九六五。

- (86) 本論は、第15句を、助詞「ニ」の表記を欠くことから、「ワレコソハ」と訓む説に従う。

- (87) 井出至氏「『万葉集』卷一巻頭歌の位相とその解釈」『古代文化』第24卷第4号、一九七二一四）など。

- (88) なお、雄略御製そのものの成立については、結句が五七七以前の五三七となつていると同時に、「家」を家柄の意に用いる新しい用法が見られることがから、齊明朝から天智朝にかけてと推測される。そうであるとするならば、既に齊明・天智朝から、雄略天皇を現皇統の始祖と見なす意識が萌芽していくことになり、『古事記』における雄略天皇の『始祖伝承』の成立と、『萬葉集』卷一冒頭に雄略天皇代を構えることとは、同時並行的に行われた可能性か考えられることになる。詳論は別稿を期したい。また『古事記』を編纂し

た天武朝以降の天皇家の皇統意識と、嫡系相続を強く志向しつつ、『萬葉集』卷一を編纂した持統系皇統の皇統意識との間には、微妙なズレがあったであろうことも視野に入れる必要がある（この点については、二〇〇一年度日本女子大学・日本文学史Iの講義での山木悠さん（学部一年）の問題提起による）。今後の課題としたい。